

申し立て後の請求額(2頁表A)は3億7606万円で、これに平成18年12月5日から支払済みに至るまで年5分の割合の金員を支払え、とするものでした。内訳は①得べかりし利益(本来得られるべき利益)として開発事業者との間で解約となった売買契約金額とその後の土地の実勢価格との差額1億775万2000円②固定資産税等の公租公課、売却できなかったことによる借入金期間金利の損失、代替資産特例が受けられなくなったことによる税負担の計2億1583万9031円③水路付替工事などの申請書費用130万円④取消訴訟の弁護士費用271万9500円⑤損害賠償請求訴訟の弁護士費用4845万円の合計金額です。

和解案の提示

平成21年3月から7回の訴訟期日で審理を重ねた後、平成22年1月に岐阜地方裁判所から4100万円の和解案(2頁表B)が提示されました。①得べかりし利益を県の地価調査基準地価格の下落率6%を準用し3646万51

20円②の公租公課等については損害とは認めず、原告の過失相殺を10%⑤の弁護士費用を総損害額の1割程度としたものでした。

市としては、裁判所から提示された和解案であることから真摯に受け止め、公租公課等を認めていないなど市に対しても配慮された内容であること、今後判決を求めると遅延損害金(年5分)が加算される可能性もあること、原告が地元企業であることなどを総合的に考慮し、早期に訴訟を解決するため受諾の意思を示しましたが、原告は受諾できないとして和解には至りませんでした。

再度の和解案の提示

その後、裁判官が交代され、岐阜地方裁判所が実施された不動産鑑定評価額を基に5月21日、1億1900万円という再度の和解案(2頁表C)が提示されました。①得べかりし利益を平成22年3月25日時点の評価額と売買契約金額との差額1億1575万2000円とし、その他の額や率は前回和解案の考え方のとおりとするものです。

市としては①得べかりし利益について大幅な増額となっているものの客観的な根拠から算出されたものであり、その他の項目は前回同様の考え方であることから真摯に受け止め、訴訟を長引かせることやお互いに利益がないものとしてこの和解案についても受諾を基本とすることが賢明であると判断したものです。

6月10日には、裁判所の見解に基本的には賛同するとして、たうえで、和解案で採用する鑑定価格時点の見直し、売買契約と同様に実測面積を基に換算することの2点についてさらに検討されるよう算定和解金額を8900万円とする上申書を提出しましたが、市の主張は認められませんでした。

その後の訴訟期日において、裁判所の和解案を受諾すること、また支払期日を含む和解案項案に合意し、議決を求め、8月27日に議会の議決をいただいたものです。

今後に向けて

これまで、市民の生命と財産、生活環境を守ることが行政の使命と考え、地域住民の

請求額および和解案の内容

単位：円

		A	B	C
		訴状請求額 [H20.12.22付け]	裁判所和解案① [H22.1.20提案]	裁判所和解案② [H22.5.21提案]
①	得べかりし利益 (売買契約金額: 607,752千円)	実勢価格(5億)との差額 107,752,000	下落率6% 36,465,120	[H22.3.25時点採用] 評価額:492,000千円 (登記)115,752,000
②	公租公課、期間金利の損失、 代替資産特例により免れた 税負担	215,839,031	0	0
③	申請書費用	1,300,000	1,300,000	1,300,000
④	取消訴訟の弁護士費用	2,719,500	2,719,500	2,719,500
	小計	327,610,531	40,484,620	119,771,500
	過失相殺	0%	10%	10%
		327,610,531	36,436,158	107,794,350
⑤	損害賠償請求訴訟の 弁護士費用	48,450,000	総損害額の1割程度 3,700,000	総損害額の1割程度 10,800,000
	合計	376,060,531	40,136,158	118,594,350
	和解金額		調整額 41,000,000	調整額 119,000,000

皆さんと一体となったまちづくりを進めるためにも、こうした手続きに際しては、地域の事情を最もよく把握されている町内会長の同意を求めて

きました。しかしその同意書の添付がないことを理由に拒否処分としたことが違法であるとの判決が言い渡され、こうした結果となったことにつ